

令和6年度神奈川県教育委員会
県立学校、市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）
スクールソーシャルワーカースーパーバイザー募集案内

神奈川県教育委員会では、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校などの課題解決を図ることを目的に、教育の分野をはじめ、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・助言を実施するスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを神奈川県教育委員会に配置するため、次のとおり募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカースーパーバイザーは、所属長の指揮監督の下、概ね次の業務を行います。

- ア 県立学校及び教育事務所に配置された神奈川県教育委員会採用のスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーアドバイザーに対する指導・助言
- イ 県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
- ウ 県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
- エ その他、児童・生徒の課題解決を図るために必要と認められるもの
- オ 課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- カ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- キ 学校内におけるチーム支援体制構築の支援
- ク 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供
- ケ 教職員等への研修活動 等

スクールソーシャル
ワーカー業務

2 募集人員

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 若干名

3 応募資格

社会福祉士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、スクールソーシャルワーカーに指導・助言を行うことができる経験と高度な専門性を有する者とする。

4 勤務条件

(1) 勤務日等

原則として1日あたり7時間、週1日（年間52日、合計364時間、1か月62時間未満）

(2) 報酬

1時間あたり5,000円、通勤に要する費用は別途支給

(3) 身分 第1号会計年度任用職員

(4) 任用期間 令和6年4月5日(金)～令和7年3月28日(金)

※神奈川県教育委員会が勤務成績優秀と認める者は、公募によらない再度の任用を行うことができる。なお、公募によらない再度の任用は、原則として2回までとする。

※採用後、1月間は条件付任用期間とする。

(5) 勤務地

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

5 応募方法

次の提出書類に必要事項を記載のうえ、神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課あてに直接持参するか、郵送する。

- (1) 提出書類
- ① 令和6年度神奈川県教育委員会スクールソーシャルワーカースーパーバイザー採用選考申込書（様式2）
 - ② 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を証明する書類
（厚生労働省が発行した登録証明書の写し。A4判の用紙で提出できるように、適宜縮小拡大する。）
 - ③ 返信用封筒 2通
（定型封筒に94円切手を貼り、宛名に自宅住所・氏名を記載したもの）
※記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 応募締切 令和6年2月7日(水) 午後5時必着

6 選考日程等

(1) 一次選考

選考区分 書類選考

合否発表 令和6年2月中旬に、郵送により通知します。合否についての問合せには応じません。

(2) 二次選考

選考区分 面接

- ・日程 令和6年2月21日（水）または22日（木）
- ・面接日程の詳細は、一次選考合格者に対し別途通知します。

合否発表 令和6年3月上旬に、郵送により通知します。合否についての問合せには応じません。

7 留意事項

- ・令和6年度に神奈川県教育委員会が雇用するスクールカウンセラー等、神奈川県が採用する他の会計年度任用職員として勤務する予定の方は、応募できません。
- ・地方公務員法第16条に該当する方及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できません。
- ・合格者には、勤務開始前に健康診断書を提出していただきます。
- ・合格者には、勤務開始前に採用説明会を予定しています。
- ・やむを得ない事情で採用を辞退される場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。

8 その他

本募集は令和6年度の県予算の成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じます。

問合せ先・応募先

神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー担当 片山、横井

所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階

電話：(045)210-8292（直通）